

令和6年10月 太子町農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年10月8日（火）午後1時30分～午後2時

2. 開催場所 太子町役場3階 第1会議室

3. 出席委員：1番 山本委員 2番 上野委員 3番 山元委員
4番 三浦委員 5番 仲村委員 6番 植木委員
7番 楠本委員 8番 粂山委員 9番 上田委員
11番 谷内委員 13番 山村委員 14番 小路委員
15番 川端委員 16番 松本委員 17番 金谷委員

4. 欠席委員： 10番 中尾委員 12番 川村委員

5. 議事日程

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件

報告第1号 農地法第5条第1項第7号に係る届出受理報告の件

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

6. 事務局職員

事務局長 川久保 みのり

事務局 仲村 将樹

田中 新人

7. 署名委員 山本委員 上野委員

8. 議事録

【事務局長】

ただ今より、令和6年10月の定例会を開会します。

開会に先立ちまして、10月1日より副町長に就任されました村岡副町長よりご挨拶いただきます。

【村岡副町長 あいさつ⇒退席】

それでは、会長より、ご挨拶をいただきます。

【あいさつ】

ありがとうございました。

出席委員は17名中15名で、定数に達しておりますので、本日の定例会は成立しております。それでは太子町農業委員会に関する規程第6条により、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の議事録署名委員について、私から指名いたします。山本委員、上野委員 よろしくをお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号について、事務局より説明を求めます。

なお、議案第1号の3番の貸し手が植木委員のご家族であるため、退席願います。
(植木委員退席)

【事務局】

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件は3件です。議案書の1ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は上野委員にお願いしました。ご説明よろしくをお願いいたします。

【上野委員】

9月30日に事務局と現地確認しました。

場所は、大阪芸術大学駐車場の西側に面した農地で、現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、農地の維持管理に困られていた貸し手が、農地を探されていた新規参入者と利用権の設定をされるものです。借り手の方は現在、羽曳野市で4反ほど耕作されております。以上です。

続きまして、議案書の1ページ2番をご覧ください。（議案書説明）

現地確認は上野委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【上野委員】

9月30日に事務局と現地確認しました。

場所は、大阪芸術大学駐車場から約30m西側の農地で、現在は草が生い茂っている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、農地の維持管理に困られていた貸し手が、農地を探されていた新規参入者と利用権の設定をされるものです。借り手の方は現在、羽曳野市で4反ほど耕作されております。以上です。

続きまして、議案書の1ページ3番をご覧ください。（議案書説明）

現地確認は上野委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【上野委員】

9月30日に事務局と現地確認しました。

場所は、大阪芸術大学駐車場の西側に面した農地で、現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、農地の維持管理に困られていた貸し手が、農地を探されていた新規参入者と利用権の設定をされるものです。借り手の方は現在、羽曳野市で4反ほど耕作されております。以上です。

【会長】

議案第1号について何か質問はありませんか。

【質問対応】

無いようですので、議案第1号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【賛成多数】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の2番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【賛成多数】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の3番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【賛成多数】

賛成多数と認めます。

(植木委員着席)

議案第1号の3の案件については、承認いただきましたので、ご報告いたします。

それでは、報告第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

報告第1号 農地法第5条第1項第7号に係る届出受理報告の件は1件です。議案書の2ページをご覧ください。(議案書説明)

現地確認は山本委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【山本委員】

9月30日に事務局と現地確認しました。

場所は、春日神社の東側に面した農地で、現在は境内地として利用されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、既に境内地となっており、農地転用手続きが必要であることを知らずに境内地として使用されております。今後は農地法を遵守する旨、

始末書を提出いただいています。よろしくお願いします。

【会長】

報告第1号について何か質問はありませんか。

【質問対応】

他にございませんか。無いようですので、報告第2号について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件は1件です。議案書の3ページをご覧ください。（議案書説明）

本件は、相続の届出になりますが、農業委員会による斡旋を希望されているため報告させていただきます。以上です。

【会長】

報告第2号について何か質問はありませんか。

【質問対応】

他にございませんか。無いようですので、次に、その他案件として事務局より何かありますか。

- ・農地パトロールの報告について
- ・大阪府農業委員大会について（10月24日）

全体を通して何か質問ございませんか。

【三浦委員】

農地パトロールの集計についてですが、この面積は全体のどれぐらいの割合ですか。利用権設定で、あとで借りた人や3条で買った人なども含まれますか。また、前年度に比べて、どれぐらい増減があるかなどもう少し詳細を教えてください。

【谷内委員】

改善通知を所有者へ送付された際、その所有者から文書の回答をもらえるようにした方がいいのでは。アンケート方式（農地バンクに貸すなど）も有効的ではないか。また、文書の下に斡旋の内容も入れてはどうか。

【三浦委員】

あまりのことはできないが、プレッシャーをかけていてもいいのでは。

【会長】

次回、まとめれる範囲で作成し答えさせていただきます。

他にございませんか。

無いようですので、本日の案件はすべて終了しました。

次回の定例会は 11月 8日 金曜日

時間は午後1時30分からこの場所で開催します。

以上で、10月の定例会を閉会します。

署名委員

署名委員